

郵送による許認可等申請についての Q&A

番号	質問	回答
1	確認申請書等の申請日は、いつの日付とすればよいですか。空欄でもかまいませんか。	投函日をご記入ください。なお、申請書類（図書及び書類）に不備がなく、かつ、手数料を要するものは納付の確認ができ次第、速やかに受け付けいたします。受付日が「受理した日」となりますので、あらかじめご承知おきください。
2	長期優良住宅の認定の申請を郵送で行う場合、申請に係る住宅の着工はいつから行えますか。	上記受付日以降に着工してください。